

源泉所得税

(7) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人員	支払金額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	
法第204条 該当	原稿料・作曲料・放送謝金等の報酬又は料金	59,998	7,685,402	799,374
	弁護士・税理士等の報酬又は料金	92,290	55,448,245	5,595,769
	診療報酬	4,725	83,161,062	7,310,649
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	40,360	48,034,384	2,651,670
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	2,424	1,468,969	192,855
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	15,581	9,693,659	538,901
	契約金・賞金	3,807	336,169	28,212
	小 計	219,185	205,827,890	17,117,430
法第203条 の2該当	公 的 年 金 等	52,963	86,311,569	615,690
法第207条 該当	生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	120,030	45,439,648	162,887
法第174条 該当	馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等	393	2,438,050	227,968
	計	392,571	340,017,157	18,123,975
	災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	14	-	-

調査対象等： 平成15年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成16年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。